

平成 年 月 日

〇〇株式会社
〇〇 〇〇 様

北海道電力株式会社

〇〇長 〇〇 〇〇 印

系統連系に係る契約のご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は弊社事業に対しまして格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび弊社の「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱」（以下「契約要綱」といいます。）に基づきお申込みいただきました発電設備の系統連系につきまして、下記のとおり弊社が承諾したことをお知らせいたします。

なお、お客さま（以下、「発電者」といいます。）からのお申込みに係る接続契約は、本書の発行日を以って成立いたします。

また、本書は本発電設備における連系承諾および弊社と工事費負担金契約に係る重要な書類となりますので、契約要綱とあわせて大切に保管していただきますようお願いいたします。

敬具

記

1. 契約内容

接 続 申 込 日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
契 約 名 義	〇〇〇〇
発電設備設置場所住所	〇〇市〇〇
発 電 種 別	〇〇発電
発 電 出 力	〇〇.〇kW
最 大 受 電 電 力	〇〇.〇〇〇kW
受 電 電 圧	低圧
受 電 地 点	弊社の〇〇画〇〇区〇〇図〇〇番〇〇の〇〇号柱から引込みの弊社の〇〇引込線と発電者の引込口配線との接続点
接 続 契 約 日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
受 給 開 始 予 定 日	平成〇〇年〇〇月〇〇日

2. 当該発電設備の系統連系可否および連系条件

お申込みいただきました発電設備は、契約要綱の規定を遵守することで系統連系可能です。なお、保護継電器の整定値等については、添付の「系統連系管理票」を参照願います。（その他、必要事項があれば追記する）

3. 工事費負担金

(1) 工事概要

①工事内容 【例：高圧線張替，電柱建替，引込線新設，潮流計測装置施設等の工事】

②予定工期 約〇〇ヶ月

(2) 工事費負担金概算額

〇〇〇，〇〇〇円（消費税等相当額〇，〇〇〇円を含む）

工事費負担金の請求にあたり，別途工事費負担金見積書を発行いたします。

(3) 工事費負担金の支払期日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(4) 留意事項

※弊社工事は，工事費負担金をお支払いただいた後に着手いたしますので，ご承知おき願います。

※工事費負担金は，工事完了後，実工事費により過不足精算を行なうため，追加請求となる可能性があることをご承知おき願います。

※提示した工事費負担金額および工期は変更となる場合があります。なお，工事費負担金額は発電設備設置場所から連系地点までの連系用設備について，発電者にて施設いただくこととして算定しております。

4. 注意事項

(1) 系統連系にあたって必要な対策について

系統連系により次の事象が発生し，それが他のお客さまの電気の使用に影響を及ぼし，もしくは影響を及ぼすおそれがある場合，または弊社の工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には，発電者に必要な対策を講じていただきます。

- ・単独運転検出機能等によるフリッカの発生
- ・インバーター等の仕様による高調波の発生
- ・連絡用変圧器の励磁突入電流による瞬時電圧低下の発生
- ・その他，上記に準ずる事象の発生

(2) 発電設備の出力抑制または解列について

弊社作業または配電線事故時等における一時的な系統変更等がある場合には，発電設備の出力抑制または解列をお願いすることがあります。

5. 接続契約における留意事項

以下のいずれかに該当する場合，本契約を解除するとともに，これに係るお申込みについても撤回されたものといたします。

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」という。）第9条第3項に基づき経済産業大臣から受けた事業認定の効力が失われた場合

○弊社が再エネ特措法施行規則第14条に定める「正当な理由」のいずれかに該当すると判断した場合

○3.（工事費負担金）（3）に定める支払期日までに工事費負担金を支払わない場合

○接続契約が成立して相応の期間経過してもなお事業認定（再エネ特措法第10条第1項に定める変更認定および同第2項に定める届け出を含みます）を取得しない場合

○特段の理由がないにも関わらず受給開始予定日を経過してもなお，電気の供給を開始しない場合

- 契約要綱 28（受給契約の解除）のいずれかに該当すると弊社が判断した場合
- 再エネ特措法その他関係法令等および契約要綱に反した場合

6. 出力抑制に係る取扱いについて

再エネ特措法施行規則第 14 条第 1 項第 8 号および第 11 号に基づき、以下の事項を遵守していただきます。

- ・弊社が出力の抑制を求めた場合には、これに応じていただきます。
- ・出力の抑制により生じた損害について、弊社は補償いたしません。
- ・弊社からの求めに応じ、出力の抑制を行うために必要な機器の設置、費用の負担その他必要な措置を講じていただきます。

なお、出力の抑制を行うために必要な設備の仕様や時期につきましては、別途お知らせいたします。

7. その他

本書に記載の無い事項につきましては、契約要綱によります。また、契約要綱が変更された場合は、変更後の契約要綱によります。

8. 添付資料

- ・（「系統連系技術要件ガイドラインとの適合表」、「系統連系管理票」等、必要に応じて添付）

以 上